

○富津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

告示第72号

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、少子化対策の強化及び定住促進並びに人口流入を図るため、婚姻に伴う新生活に係る住居費、引越費用及びリフォーム費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号。第7条第1項及び第12条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔令和4年告示42号・6年107号〕)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金の交付を申請する日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日から申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 住宅取得費用 住宅取得費用 市内に住宅を取得（婚姻前1年以内に契約したものを含む。）するために要した費用をいう。
 - イ 住宅賃借費用 市内に住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (3) 引越費用 婚姻に伴い新たに市内の住宅に引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。
- (4) リフォーム費用 婚姻に伴い新たに市内の住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、設備更新等の工事費用をいう。
- (5) 所得 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。
- (6) 貸与型奨学金 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体により学生の修学及

び生活のために貸与された資金をいう。

- (7) 継続補助世帯 申請年度の前年度にこの要綱に基づく補助金の交付資格の認定を受けた世帯であって、補助金の受給額が上限に達しなかった世帯をいう。

(一部改正〔令和4年告示42号・5年65号・6年107号〕)

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、継続補助世帯又は次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 申請年度(4月から6月までにあっては前年度)の所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書をもとに夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、当該所得の算定期間中に返済した貸与型奨学金の額を夫婦の所得を合算した額から控除することができる。

- (2) 婚姻時に夫婦双方の年齢が49歳以下であること。

- (3) 夫婦の双方が次のいずれかの講座等を交付決定年度内に実施していること。

ア ライフデザイン支援講座の受講(乳幼児とふれあう体験、子育て世帯との意見交換等を含む。)

イ プレコンセプションケアに関する講座の受講

ウ 医療機関への妊娠又は出産に関する相談

エ 共家事・子育て講座(男性の家事及び育児参画のための講座を含む。)の受講

- (4) 申請日から2年以上継続して本市に居住する意思があること。

- (5) 第9条の規定による交付の申請時において夫婦がともに本市に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民登録を有し、補助を受けようとする経費の対象となる住居の住所が記録されていること。

- (6) 他の公的制度による住居費、引越費用及びリフォーム費用に対する補助等を受けていないこと。ただし、他の公的制度において当該補助金との併用が認められている場合は、この限りでない。

- (7) 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。
- (8) 世帯員に市税の滞納がないこと。
- (9) 世帯員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (10) こども家庭庁及び本市による本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。

（一部改正〔令和4年告示42号・5年65号・6年107号〕）

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助を受けようとする経費の対象となる住居に係る住宅取得費用、住宅賃借費用、リフォーム費用又は引越費用で第8条の規定による補助金の交付資格の認定を受けた年度の4月1日から事業終了日までの間に支払った費用のうち、現に支払った金額を領収書等により確認できるものとする。ただし、次に掲げる経費は補助対象経費に含めないものとする。

- (1) 住宅取得費のうち、土地の購入代
- (2) 住宅賃借費のうち、駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料及び家財保険料並びに敷金、礼金、仲介手数料にあたらぬ契約一時金及び保証金
- (3) リフォーム費用のうち、倉庫及び車庫に係る工事費用並びに門、フェンス、植栽その他外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機その他の家電購入及び設置に係る費用並びに自ら行ったリフォームに係る費用
- (4) 引越費用のうち、運輸局の許可を受けた引越業者又は運送業者以外への支払費用（自ら行う不用品の処分費用及び車両の借上費用を含む。）
- (5) 夫婦のいずれも契約名義人でない契約に基づき支払われた住宅取得費用、住宅賃借費用、リフォーム費用又は引越費用（現に相当額を支出している場合も同様とする。）
- (6) 住宅ローン及び支払に係る手数料等並びに利息
- (7) その他市長が補助対象経費として適当でないと認める費用

（追加〔令和6年告示107号〕）

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1世帯当たり70万円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(一部改正〔令和4年告示29号・42号・5年65号・6年107号〕)

(補助金の交付に係る手続の方式)

第6条 補助金の交付に関する手続は、次の各号のいずれかの方式により行うものとする。

- (1) 郵送申請方式（申請者が補助金の交付に関する書類を郵送により市に申請する方式をいう。）
- (2) 電子申請方式（申請者が電子情報処理組織（市の期間の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して市に申請する方式をいう。）
- (3) 窓口申請方式（申請者が補助金の交付に関する書類を窓口を持参し、市に申請する方式をいう。）

(追加〔令和6年告示107号〕)

(補助金の交付対象者の資格確認申請等)

第7条 規則第3条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、富津市結婚新生活支援事業補助金交付資格確認申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、申請年度の3月31日までに、市長に提出し、補助金の交付資格の認定を受けなければならない。

- (1) 婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明書）
- (2) 世帯全員の住民票（補助の対象となる住居に住所が記録されていることが確認できるもの）
- (3) 新婚世帯の所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書
- (4) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合）
- (5) 補助の対象となる住居の所在地がわかる書類

- (6) 補助の対象となる住居の売買契約書の写し（住居を購入した場合）
 - (7) 補助の対象となる住居の請負契約書の写し（住居を新築した場合）
 - (8) 補助の対象となる住居の賃貸借契約書の写し（住居を賃借している場合）
 - (9) 住宅手当支給証明書（別記第2号様式。住居を賃借し、住居手当を受給している場合）
 - (10) 補助の対象となる住居のリフォーム費用に係る契約書の写し（住居をリフォームしている場合）
 - (11) 誓約書（別記第3号様式）
 - (12) 市税に滞納がないことを明らかにする書類
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、個人情報確認同意書（別記第4号様式）の提出により、公簿等で同項各号に掲げる内容が確認できる場合は、該当する書類の添付を省略することができる。
- 3 第1項第2号に掲げる補助の対象となる住居に住所が記録されていることが確認できる書類の提出について、資格確認申請時において住宅を建築中であること等により住所を登録することができない場合は、交付申請時に住民票を提出し、確認を受けることを条件に補助の対象となる住宅に住所が記録されていることの確認に代えることができる。

（追加〔令和5年告示65号〕、一部改正〔令和6年告示107号〕）

（補助金の交付資格の認定等）

第8条 市長は、前条の規定による資格確認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付資格の認定又は不認定を決定し、富津市結婚新生活支援事業補助金交付資格認定通知書（別記第5号様式）又は富津市結婚新生活支援事業補助金交付資格不認定通知書（別記第6号様式）により、速やかに通知するものとする。

（追加〔令和5年告示65号〕、一部改正〔令和6年告示107号〕）

（補助金の交付申請等）

第9条 前条の規定による補助金交付資格認定の決定を受けた者（以下「資格認定者」という。）は、富津市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（別記第7号様式）

式) に次に掲げる書類を添えて、当該補助金交付資格認定を受けた日から申請年度又は翌年度の3月31日までの間に、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費を支払ったことを証する書類
- (2) 住宅手当等の受給額がわかる書類(補助対象経費について、勤務先などから手当が支給されている場合に限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(一部改正〔令和4年告示42号・5年65号・6年107号〕)

(補助金の交付決定通知等)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めた場合にあつては、富津市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(別記第8号様式)、適当でないと認めた場合にあつては、富津市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書(別記第9号様式)により、速やかに通知するものとする。

(一部改正〔令和5年告示65号・6年107号〕)

(交付の請求)

第11条 前条の規定により補助の決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)が、補助金の交付を請求するときは、富津市結婚新生活支援事業補助金交付請求書(別記第10号様式)を、市長に提出しなければならない。

(一部改正〔令和5年告示65号・6年107号〕)

(補助金交付手続の省略)

第12条 補助決定者の交付手続の負担軽減及び事務の簡素化を図り、効率的に運用するため、規則第10条に規定する実績報告及び規則第12条に規定する補助金等の額の確定等については、省略するものとする。

(追加〔令和5年告示65号〕、一部改正〔令和6年告示107号〕)

(資格認定又は交付決定の取消し)

第13条 市長は、資格認定者又は補助決定者(以下「補助決定者等」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、資格の認定又は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により資格の認定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途へ使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

2 前項の規定による資格認定の取消しは、富津市結婚新生活支援事業補助金資格認定取消通知書（別記第11号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定による補助金の交付決定の取消しは、富津市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により通知するものとする。

（一部改正〔令和5年告示65号・6年107号〕）

（補助金の返還）

第14条 補助決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（一部改正〔令和5年告示65号・6年107号〕）

（報告等）

第15条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、資格認定者等に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 資格認定者等は、前項の規定による報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（一部改正〔令和5年告示65号・6年107号〕）

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔令和6年告示107号〕）

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年2月28日告示第29号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月1日告示第26号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日告示第 42 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日告示第 65 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 27 日告示第 107 号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和 6 年度の予算に係る結婚新生活支援事業補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の富津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 3 条第 9 号の規定は、令和 5 年度以前の予算に係る結婚新生活支援事業補助金についても適用する。

別記

第1号様式（第7条関係）

富津市結婚新生活支援事業補助金交付資格確認申請書

年 月 日

富津市長 様

住 所

氏 名

電話番号

富津市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、富津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 新婚世帯について

申請者	氏名	(ふりがな)	生年 月 日	昭和・平成 年 月 日	年齢 (婚姻時)	歳
	※該当する項目に✓ を記入して下さい。		勤務先からの住宅手当の支給について <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 私は、就職していません。 <input type="checkbox"/>			
配偶者	氏名	(ふりがな)	生年 月 日	昭和・平成 年 月 日	年齢 (婚姻時)	歳
	※該当する項目に✓ を記入して下さい。		勤務先からの住宅手当の支給について <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 私は、就職していません。 <input type="checkbox"/>			
婚姻年月日		年 月 日				

2 夫婦ともに実施する講座等について

区分ア	ライフデザイン支援講座の受講(乳幼児とふれあう体験、子育て世帯との意見交換等を含む。)
区分イ	プレコンセプションケアに関する講座の受講
区分ウ	医療機関への妊娠又は出産に関する相談
区分エ	共家事・子育て講座(男性の家事及び育児参画のための講座を含む。)の受講
(夫)【区分	】講座等名
(妻)【区分	】講座等名

3 交付申請見込額について

住居費(購入・新築・リフォームの場合)	契約締結年月日	年 月 日	
	契約金額(A)	円	
	支払期間	年 月 日から 年 月 日まで	
住居費(賃貸の場合)	契約期間の始期	年 月 日	
	支払期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	家賃_____円+共益費_____円=(B)	月額 _____円	
	住居手当(C)	月額 _____円	
	実質家賃負担額(D) ={ (B)-(C) } × 支払見込月数	月額 _____円 × _____ヵ月 = _____円	
	その他住居費(E) (敷金、礼金、仲介手数料、日割家賃及び日割共益費)	敷金	円
		礼金	円
		仲介手数料	円
		日割家賃(月分)	円
		日割共益費(月分)	円
小計(E)	円		
引越費用	引越を行った日	年 月 日	
	費用(F)	円	
合計(G)	(A)+(D)+(E)+(F)	円	
交付申請見込額	(G)のうち、70万円を上限に記載してください。 1000円未満を切り捨てた額を記載してください。	円	

(添付書類)

- ① 婚姻を証明する書類(戸籍謄本又は婚姻届受理証明書)
- ② 世帯全員の住民票(補助の対象となる住居に住所が記録されていることが確認できるもの)
- ③ 新婚世帯の所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書
- ④ 貸与型奨学金の返済額がわかる書類(当該奨学金の貸与を受けている場合)
- ⑤ 補助の対象となる住居の所在地がわかる書類
- ⑥ 補助の対象となる住居の売買契約書の写し(住居を購入した場合)
- ⑦ 補助の対象となる住居の請負契約書の写し(住居を新築した場合)
- ⑧ 補助の対象となる住居の賃貸借契約書の写し(住居を賃借している場合)
- ⑨ 住宅手当支給証明書(別記第2号様式。住居を賃借し、住居手当を受給している場合)
- ⑩ 補助の対象となる住居のリフォーム費用に係る契約書の写し(住居をリフォームしている場合)
- ⑪ 誓約書(別記第3号様式)
- ⑫ 市税に滞納がないことを明らかにする書類

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

富津市長 様

給与等の支払者
所在地
名称
氏名
電話番号

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

月	支給額	月	支給額
年 月	円	年 月	円
月	円	月	円
月	円	月	円
月	円	月	円
月	円	月	円
月	円	月	円
月	円	月	円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担するすべての手当です。
- 2 現住所の家賃に対する住宅手当を各月の支給額欄に記入してください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。
- 4 支給していない月は「0」を記入してください。

第3号様式（第7条関係）

誓約書

- 1 私と配偶者は、申請日より2年以上継続して富津市内に居住いたします。
- 2 私と配偶者は、他の公的制度において当該補助金との併用が認められている場合を除き、他の公的制度による家賃補助等を受けていません。
- 3 私と配偶者は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。
- 4 私と配偶者その他の世帯員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 5 申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還いたします。

上記のとおり誓約いたします。

年 月 日

住所 富津市 _____

氏名 _____

氏名 _____

世帯員氏名 _____

世帯員氏名 _____

世帯員氏名 _____

世帯員氏名 _____

世帯員氏名 _____

世帯員氏名 _____

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

富津市長 様

住 所
・申請者 氏 名
生年月日 年 月 日
・配偶者 氏 名
生年月日 年 月 日

個人情報確認同意書

私達は、富津市結婚新生活支援事業補助金の資格確認申請にあたり、私達に関する下記の情報を、市長が確認することに同意します。

記

- 1 婚姻した年月日
- 2 富津市内に登録のある住民記録情報のうち、氏名、住所、生年月日、前住所、住民となった年月日、住所を定めた年月日
- 3 年度市県民税所得証明に記載のある所得金額
注) 年1月1日時点で富津市に住民票がある場合に限る。
- 4 市税の納税状況（滞納の有無）
- 5 市営住宅の家賃の支払い状況
注) 富津市内の市営住宅に居住している場合に限る。

第5号様式（第8条関係）

富津市指令第 号
年 月 日

様

富津市長

富津市結婚新生活支援事業補助金交付資格認定通知書

年 月 日付けで申請のあった富津市結婚新生活支援事業補助金の交付資格について、富津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

交付見込額 円
(年度繰越見込額 円)

第6号様式（第8条関係）

富津市指令第 号
年 月 日

様

富津市長

富津市結婚新生活支援事業補助金交付資格不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった富津市結婚新生活支援事業補助金の交付資格について、富津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり不認定としましたので通知します。

記

交付資格不認定の理由

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

富津市長 様

住 所

氏 名

電話番号

富津市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

年 月 日付けで交付資格の認定がありました富津市結婚新生活支援事業補助金について、富津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり、申請します。

記

交付申請額 円

（添付書類）

- ① 補助対象経費を支払ったことを証する書類
- ② 住宅手当等の受給額がわかる書類（補助対象経費について、勤務先などから手当が支給されている場合に限る。）
- ③ その他必要な書類

第8号様式（第10条関係）

富津市指令第 号
年 月 日

様

富津市長

富津市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富津市結婚新生活支援事業補助金について、富津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額

円

第9号様式（第10条関係）

富津市指令第 号
年 月 日

様

富津市長

富津市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富津市結婚新生活支援事業補助金について、富津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

不交付の理由

第 10 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

富津市長 様

住 所
氏 名
電話番号

富津市結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け富津市指令第 号で補助金の交付決定のあった富津市結婚新生活支援事業補助金について、富津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額

	十万	万	千	百	十	円
金				0	0	0

※金額は右詰めで記入すること。

補助金の振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
貯金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他()		
口座番号			
口座名義	フリガナ		

※ 口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。

第 11 号様式（第 13 条関係）

富津市達第 号
年 月 日

様

富津市長

富津市結婚新生活支援事業補助金交付資格認定取消通知書

年 月 日付け富津市指令第 号をもって認定した富津市結婚新生活支援事業補助金の交付を受ける資格については、富津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により認定を取り消したので、同条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

取消の理由

第12号様式（第13条関係）

富津市達第 号
年 月 日

様

富津市長

富津市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け富津市指令第 号をもって交付決定した補助金については、富津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定によりその（全部・一部）を取り消したので、同条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 取消後の交付決定額
- 2 取消の理由

別記第1号様式（第7条関係）

（一部改正〔令和4年告示42号・5年65号・6年107号〕）

第2号様式（第7条関係）

（一部改正〔令和4年告示26号・5年65号・6年107号〕）

第3号様式（第7条関係）

（全部改正〔令和6年告示107号〕）

第4号様式（第7条関係）

（一部改正〔令和4年告示26号・5年65号・6年107号〕）

第5号様式（第8条関係）

（追加〔令和5年告示65号〕、一部改正〔令和6年告示107号〕）

第6号様式（第8条関係）

（追加〔令和5年告示65号〕、一部改正〔令和6年告示107号〕）

第7号様式（第9条関係）

（追加〔令和5年告示65号〕、一部改正〔令和6年告示107号〕）

第8号様式（第10条関係）

（一部改正〔令和4年告示26号・5年65号・6年107号〕）

第9号様式（第10条関係）

（一部改正〔令和4年告示26号・5年65号・6年107号〕）

第10号様式（第11条関係）

（全部改正〔令和6年告示107号〕）

第11号様式（第13条関係）

（追加〔令和6年告示107号〕）

第12号様式（第13条関係）

（一部改正〔令和4年告示26号・5年65号・6年107号〕）